



県章

山形県公報

令和6年12月24日（火）
第565号

毎週火・金曜日発行

目次

規則

○技能労務職員に関する規則等の一部を改正する規則……………（人事課）…1205

告示

○県議会定例会の閉会……………（財政課）…1210

○公共測量の実施の通知……………（農村計画課）…同

○土地改良区の定款変更の認可……………（庄内総合支庁農村計画課）…同

○県道の供用の開始……………（庄内総合支庁建設総務課）…同

○同……………（同）…1211

人事委員会関係

規則

○山形県人事委員会規則5-1（給与の支給に関する基準と手続）の一部を改正する規則……………同

病院事業局関係

規程

○山形県病院事業局職員の給与の支給に関する規程の一部を改正する規程……………1213

公告

○一般競争入札の公告……………（中央病院）…1218

その他

○県営住宅入居者の一般公募……………（建築住宅課）…1219

規則

技能労務職員に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年12月24日

山形県知事 吉村美栄子

山形県規則第75号

技能労務職員に関する規則等の一部を改正する規則

（技能労務職員に関する規則の一部改正）

第1条 技能労務職員に関する規則（昭和33年4月県規則第22号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1

技能労務職給料表

職員の 区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	171,200	233,600	265,300	291,700
	2	172,400	235,100	266,300	293,300
	3	173,600	236,700	267,300	294,800
	4	174,800	238,200	268,300	296,400
	5	175,800	239,700	269,300	297,900
	6	177,000	241,200	270,400	299,400
	7	178,300	242,700	271,400	300,800
	8	179,500	244,300	272,400	302,100
	9	180,600	245,800	273,400	303,400
	10	181,700	247,200	274,400	304,900
	11	182,800	248,600	275,400	306,400
	12	183,900	250,100	276,400	307,800
	13	185,100	251,300	277,500	309,200
	14	186,200	252,500	278,500	310,400
	15	187,500	253,700	279,500	311,400
	16	188,600	254,900	280,600	312,600
	17	189,700	256,000	281,600	313,800
	18	191,500	257,200	282,900	315,400
	19	193,100	258,300	284,200	317,100
	20	194,700	259,400	285,500	318,700
	21	196,400	260,400	286,800	320,200
	22	198,200	261,400	288,100	321,800
	23	199,800	262,400	289,300	323,500
	24	201,400	263,400	290,600	325,100
	25	203,200	264,500	291,700	326,600
	26	204,900	265,400	292,900	328,300
	27	206,600	266,300	294,200	330,000
	28	208,400	267,200	295,500	331,600
	29	209,800	268,000	296,900	333,000
	30	211,400	268,800	297,900	334,700
	31	213,000	269,600	298,900	336,500
	32	214,500	270,500	300,000	338,100
	33	216,200	271,200	301,100	339,300
	34	217,800	272,000	302,300	341,200

定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員 以 外 の	35	219,500	272,800	303,500	343,000
	36	221,200	273,500	304,700	344,600
	37	222,900	274,200	305,900	346,100
	38	224,700	275,000	307,200	347,700
	39	226,200	275,800	308,500	349,400
	40	227,800	276,500	309,900	351,000
	41	229,100	277,300	311,200	352,700
	42	230,200	278,100	312,500	354,600
	43	231,400	278,900	313,800	356,400
	44	232,500	279,600	315,100	358,200
	45	233,600	280,300	316,500	359,700
	46	234,700	281,000	317,800	361,100
	47	235,800	281,700	319,100	362,600
	48	236,900	282,400	320,200	364,000
	49	238,100	283,100	321,100	365,500
	50	239,100	283,900	322,400	366,300
	51	240,100	284,600	323,800	367,400
	52	241,000	285,300	325,100	368,400
	53	241,900	285,900	326,300	369,300
	54	242,800	286,600	327,600	370,400
	55	243,600	287,200	328,800	371,300
	56	244,500	287,900	330,100	372,300
	57	245,200	288,500	331,400	373,200
	58	245,800	289,200	332,500	373,900
	59	246,400	289,800	333,600	374,600
	60	247,000	290,600	334,700	375,200
	61	247,600	291,200	335,400	375,600
	62	248,200	291,900	336,300	376,200
	63	248,800	292,500	337,100	377,000
	64	249,300	293,000	337,900	377,700
	65	249,800	293,500	338,700	378,000
	66	250,200	294,100	339,100	378,700
	67	250,600	294,600	339,700	379,400
	68	250,900	295,200	340,500	380,000
	69	251,200	295,700	341,300	380,300
	70	251,500	296,200	342,000	380,800
	71	251,800	296,900	342,700	381,500
	72	252,100	297,500	343,300	382,100
	73	252,400	298,000	343,800	382,400

職員

74	252,700	298,500	344,400	383,000
75	253,000	298,900	344,900	383,700
76	253,300	299,300	345,500	384,300
77	253,600	299,400	345,800	384,700
78	253,900	299,700	346,300	385,200
79	254,200	299,900	346,700	385,800
80	254,500	300,200	347,100	386,300
81	254,800	300,400	347,500	386,800
82	255,100	300,600	348,000	387,400
83	255,400	300,900	348,500	387,900
84	255,700	301,100	349,000	388,200
85	256,000	301,400	349,300	388,600
86	256,300	301,700	349,700	389,200
87	256,600	302,000	350,200	389,600
88	256,900	302,300	350,600	390,000
89	257,300	302,600	350,900	390,400
90	257,600	303,000	351,300	390,900
91	257,900	303,300	351,700	391,300
92	258,200	303,700	352,100	391,700
93	258,500	303,800	352,300	392,000
94	258,800	304,000	352,700	
95	259,100	304,400	353,200	
96	259,400	304,800	353,600	
97	259,700	305,000	353,700	
98	260,000	305,300	354,200	
99	260,300	305,700	354,600	
100	260,600	306,100	354,900	
101	260,900	306,300	355,200	
102	261,200	306,600	355,600	
103	261,500	306,900	356,000	
104	261,800	307,200	356,400	
105	262,100	307,400	356,900	
106		307,700	357,300	
107		308,000	357,700	
108		308,300	358,100	
109		308,500	358,600	
110		308,900	359,000	
111		309,400	359,300	
112		309,700	359,600	

	113		309, 800	360, 100	
	114		310, 100		
	115		310, 400		
	116		310, 800		
	117		311, 000		
	118		311, 200		
	119		311, 500		
	120		311, 800		
	121		312, 200		
	122		312, 400		
	123		312, 700		
	124		313, 000		
	125		313, 300		
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円
		201, 000	231, 000	252, 400	284, 100

備考 この表は、会計年度任用職員以外の職員に適用する。

（技能労務職員に関する規則の一部を改正する規則の一部改正）

第 2 条 技能労務職員に関する規則の一部を改正する規則（平成18年 3 月県規則第38号）の一部を次のように改正する。

附則別表第 1 中	円	を	円	に改める。
	358, 300		360, 500	
	358, 600		360, 800	
	359, 000		361, 100	
	359, 500		361, 600	
	359, 900		362, 000	
	360, 200		362, 300	
	360, 600		362, 600	
	361, 100		363, 100	
	361, 500		363, 500	
	361, 800		363, 800	
	362, 200		364, 100	
	362, 700		364, 600	

附 則

- この規則は、公布の日から施行し、第 1 条の規定による改正後の技能労務職員に関する規則（以下「改正後の規則」という。）及び第 2 条の規定による改正後の技能労務職員に関する規則の一部を改正する規則（以下「改正後の平成18年改正規則」という。）の規定は、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。
- 改正後の規則又は改正後の平成18年改正規則の規定を適用する場合においては、第 1 条の規定による改正前の技能労務職員に関する規則又は第 2 条の規定による改正前の技能労務職員に関する規則の一部を改正する規則の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の規則又は改正後の平成18年改正規則の規定による給与の内

払とみなす。

告 示

山形県告示第869号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第1項の規定により令和6年12月3日招集した山形県議会定例会は、同月20日閉会した。

令和6年12月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県告示第870号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、山形県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和6年12月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域
最上郡最上町大字向町地内
- 2 公共測量を実施する期間
令和6年12月12日から令和7年3月28日まで
- 3 作業の種類
公共測量（基準点測量）

山形県告示第871号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

令和6年12月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 土地改良区の名称
最上川土地改良区
- 2 事務所の所在地
東田川郡庄内町余目字上梵天塚15番地
- 3 認可年月日
令和6年12月13日

山形県告示第872号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において令和6年12月24日から令和7年1月7日まで縦覧に供する。

令和6年12月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路 線 名 菅野代堅苔沢線
- 2 供用開始の区間 鶴岡市山五十川字小平94番2から
同 五十川字安土171番2まで
- 3 供用開始の期日 令和6年12月26日

山形県告示第873号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。
なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において令和 6 年12月24日から令和 7 年 1 月 7 日まで縦覧に供する。
令和 6 年12月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路 線 名
- 三瀬水沢線
- 2 供用開始の区間
- 鶴岡市中山字草見149番 3 から
同 矢引字矢引52番まで
- 3 供用開始の期日
- 令和 6 年12月24日

人事委員会関係

規 則

山形県人事委員会規則 5－1（給与の支給に関する基準と手続）の一部を改正する規則をここに公布する。
令和 6 年12月24日

山 形 県 人 事 委 員 会
委 員 長 安 孫 子 俊 彦

山形県人事委員会規則 5－1（給与の支給に関する基準と手続）の一部を改正する規則
山形県人事委員会規則 5－1（給与の支給に関する基準と手続）の一部を次のように改正する。
第78条第 5 項第 1 号中「100分の200」を「6 月に支給する場合には100分の200」に、「100分の240」を「100分の240）、12月に支給する場合には100分の220（特定幹部職員にあつては、100分の260）に改め、同項第 2 号中「100分の97.5」を「6 月に支給する場合には100分の97.5」に、「100分の117.5」を「100分の117.5）、12月に支給する場合には100分の102.5（特定幹部職員にあつては、100分の122.5）に改める。

附則別表中	35, 800	を	36, 100	に改める。
	35, 800		36, 100	
	35, 800		36, 100	
	35, 800		36, 100	
	35, 800		36, 100	
	35, 800		36, 100	
	35, 800		36, 100	
	34, 500		34, 900	
	33, 300		33, 600	
	32, 000		32, 300	
	30, 700		31, 100	
	29, 500		29, 800	
	28, 200		28, 600	
	27, 000		27, 300	
	25, 700		26, 000	
	24, 700		25, 100	
	23, 700		24, 100	
	22, 800		23, 100	
	21, 800		22, 100	
	20, 800		21, 100	
	19, 800		20, 200	
	18, 800		19, 200	
	18, 400		18, 800	
	18, 000		18, 300	
	17, 300		17, 600	

16,900	17,200
16,500	16,800
16,000	16,400
15,600	16,000
15,100	15,400
14,800	15,200
14,600	14,900
14,100	14,500
13,500	13,900
12,900	13,200
12,400	12,700

別表第17中備考以外の部分を次のように改める。

別表第17

初任給調整手当定額表

職員の区分 期間の区分	第106条第1項の職を占める職員		第106条第2項の 職を占める職員	第106条第3項の 職を占める職員
	1 種	2 種		
	円	円	円	円
1 年 未 満	370,400	310,000	51,600	50,000
1 年以上 2 年未満	370,400	310,000	51,600	47,000
2 年以上 3 年未満	370,400	310,000	51,600	44,000
3 年以上 4 年未満	370,400	310,000	51,600	41,000
4 年以上 5 年未満	370,400	310,000	51,600	38,000
5 年以上 6 年未満	370,400	310,000	51,600	35,000
6 年以上 7 年未満	370,400	310,000	49,800	32,000
7 年以上 8 年未満	370,400	310,000	48,000	29,000
8 年以上 9 年未満	370,400	310,000	46,200	26,000
9 年以上 10年未満	370,400	310,000	44,400	23,000
10年以上 11年未満	370,400	310,000	42,600	20,000
11年以上 12年未満	370,400	310,000	40,800	17,000
12年以上 13年未満	370,400	310,000	39,000	14,000
13年以上 14年未満	370,400	310,000	37,200	11,000
14年以上 15年未満	370,400	310,000	35,800	8,000
15年以上 16年未満	370,400	310,000	34,400	
16年以上 17年未満	366,400	306,700	33,000	
17年以上 18年未満	362,400	303,400	31,600	
18年以上 19年未満	358,400	300,100	30,200	
19年以上 20年未満	354,400	296,800	28,800	
20年以上 21年未満	350,400	293,500	27,400	
21年以上 22年未満	336,400	281,500	26,800	
22年以上 23年未満	320,400	268,000	26,200	
23年以上 24年未満	303,900	254,500	25,200	
24年以上 25年未満	287,400	241,000	24,600	
25年以上 26年未満	270,900	227,500	24,000	
26年以上 27年未満	251,400	210,500	23,400	
27年以上 28年未満	231,900	193,500	22,800	
28年以上 29年未満	212,400	176,500	22,000	
29年以上 30年未満	192,900	159,500	21,700	
30年以上 31年未満	172,400	142,000	21,300	

31年以上 32年未満	151, 900	124, 500	20, 700
32年以上 33年未満	131, 400	107, 000	19, 800
33年以上 34年未満	109, 900	87, 000	18, 900
34年以上 35年未満	88, 400	67, 000	18, 200

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の山形県人事委員会規則 5－1（給与の支給に関する基準と手続）の規定は、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

病院事業局関係

規 程

山形県病院事業管理規程第14号

山形県病院事業局職員の給与の支給に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 6 年12月24日

山形県病院事業管理者 阿 彦 忠 之

山形県病院事業局職員の給与の支給に関する規程の一部を改正する規程

山形県病院事業局職員の給与の支給に関する規程（平成15年 3 月県病院事業管理規程第19号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1

医 療 職 給 料 表

医療職給料表(3)

職員の 区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	209, 600	243, 300	281, 900	297, 500	315, 000	347, 400	386, 900
	2	211, 500	245, 600	283, 000	298, 100	316, 300	349, 200	389, 500
	3	213, 300	247, 800	284, 200	298, 700	317, 500	350, 900	392, 200
	4	215, 000	250, 100	285, 200	299, 200	318, 600	352, 600	394, 800
	5	216, 700	252, 300	286, 100	299, 700	319, 700	354, 300	397, 000
	6	218, 600	253, 400	286, 600	300, 300	320, 800	356, 100	399, 300
	7	220, 500	254, 300	287, 100	300, 900	321, 900	357, 800	401, 600
	8	222, 200	255, 400	287, 600	301, 400	323, 100	359, 400	404, 000
	9	224, 000	256, 500	288, 100	301, 900	324, 200	360, 900	405, 900
	10	226, 100	257, 700	288, 600	302, 400	325, 200	362, 700	408, 000
	11	228, 000	258, 800	289, 100	303, 200	326, 200	364, 400	410, 200
	12	230, 100	260, 100	289, 600	303, 700	327, 200	366, 100	412, 500
	13	232, 100	261, 100	290, 200	304, 200	328, 200	367, 500	414, 400
	14	234, 100	261, 800	290, 700	304, 800	329, 500	369, 300	416, 400
	15	236, 300	262, 500	291, 200	305, 400	330, 700	371, 000	418, 500
	16	238, 300	263, 400	291, 700	305, 900	331, 900	372, 700	420, 600

	17	240,500	264,600	292,200	306,400	333,000	374,500	422,600
	18	242,600	265,700	292,700	307,100	334,200	376,500	424,900
	19	244,700	266,800	293,200	307,800	335,300	378,600	427,100
	20	246,800	267,900	293,700	308,500	336,500	380,700	429,300
	21	248,900	269,000	294,200	309,200	337,600	382,400	431,100
	22	250,700	270,100	294,700	310,200	338,800	384,500	433,100
	23	251,900	271,300	295,200	311,100	339,900	386,700	434,900
	24	253,000	272,400	295,700	312,000	341,000	388,700	436,900
	25	254,100	273,400	296,200	312,800	342,100	390,600	438,600
	26	255,000	274,500	296,800	313,700	343,400	392,200	440,300
	27	255,900	275,600	297,300	314,600	344,500	394,100	442,000
	28	256,800	276,600	297,800	315,500	345,600	395,900	443,600
	29	257,700	277,700	298,300	316,400	346,700	397,600	444,900
	30	258,500	278,400	298,900	317,300	347,900	399,300	446,200
	31	259,200	279,100	299,700	318,200	349,000	401,200	447,800
	32	259,900	279,800	300,500	319,100	350,200	403,000	449,400
	33	260,700	280,500	301,200	319,900	351,300	404,700	451,100
	34	261,500	281,100	302,000	321,000	352,600	406,400	452,700
	35	262,300	281,600	302,800	322,100	353,900	408,200	454,100
	36	263,000	282,100	303,700	323,300	355,200	409,900	455,500
	37	263,800	282,600	304,400	324,400	356,500	411,600	456,700
	38	264,700	283,200	305,200	325,500	358,000	413,300	458,000
	39	265,600	283,800	306,000	326,600	359,500	415,200	459,300
	40	266,400	284,300	306,700	327,700	361,000	417,000	460,800
	41	267,200	284,700	307,500	328,800	362,200	418,500	461,800
	42	268,100	285,200	308,300	330,100	363,700	420,000	462,500
	43	268,900	285,700	309,100	331,200	365,200	421,500	463,300
	44	269,700	286,200	310,000	332,300	366,600	422,900	463,900
	45	270,600	286,700	310,700	333,100	368,100	424,000	464,900
	46	271,300	287,200	311,700	334,200	369,100	425,100	465,600
	47	272,000	287,700	312,700	335,300	370,500	426,200	466,400
	48	272,600	288,200	313,600	336,400	371,800	427,500	467,200
	49	273,200	288,700	314,500	337,400	373,100	428,800	467,900
	50	273,700	289,200	315,500	338,400	374,500	429,900	468,600
	51	274,200	289,700	316,600	339,400	375,800	431,100	469,300
	52	274,600	290,300	317,500	340,400	377,200	432,200	470,100
	53	275,000	290,800	318,400	341,700	378,700	433,400	470,900
	54	275,500	291,300	319,400	343,000	379,900	434,400	471,700
	55	276,000	291,800	320,400	344,200	381,100	435,500	472,400
	56	276,400	292,300	321,400	345,400	382,300	436,600	473,100

		57	276, 900	292, 800	322, 200	346, 300	383, 400	437, 700	473, 900
		58	277, 300	293, 600	323, 300	347, 500	384, 300	438, 200	
		59	277, 700	294, 400	324, 300	348, 700	385, 300	438, 800	
		60	278, 100	295, 100	325, 200	350, 000	386, 200	439, 200	
		61	278, 500	295, 800	326, 100	351, 000	386, 800	439, 800	
		62	278, 900	296, 800	327, 100	351, 900	387, 600	440, 300	
		63	279, 300	297, 700	328, 100	353, 000	388, 400	440, 700	
		64	279, 700	298, 500	329, 000	354, 200	389, 300	441, 200	
		65	280, 100	299, 300	330, 000	355, 300	389, 900	441, 800	
		66	280, 500	300, 200	331, 200	356, 600	390, 600	442, 200	
		67	280, 900	301, 000	332, 400	357, 800	391, 400	442, 500	
		68	281, 300	301, 800	333, 600	358, 800	392, 000	442, 800	
		69	281, 700	302, 600	334, 300	359, 800	392, 600	443, 200	
		70	282, 200	303, 600	335, 500	360, 800	393, 300		
		71	282, 700	304, 500	336, 600	361, 900	394, 000		
		72	283, 100	305, 400	337, 500	363, 000	394, 600		
		73	283, 600	306, 300	338, 600	363, 800	395, 300		
		74	284, 200	307, 200	339, 300	365, 000	395, 800		
		75	284, 800	308, 100	340, 400	366, 100	396, 400		
		76	285, 300	309, 000	341, 600	367, 200	396, 900		
		77	285, 800	309, 900	342, 700	367, 900	397, 300		
		78	286, 400	310, 900	343, 900	368, 700	397, 900		
		79	287, 000	311, 900	345, 000	369, 500	398, 400		
		80	287, 500	312, 800	346, 100	370, 200	398, 700		
		81	288, 000	313, 300	347, 200	370, 700	399, 000		
		82	288, 500	314, 200	348, 400	371, 200	399, 500		
		83	289, 000	315, 100	349, 400	371, 800	399, 900		
		84	289, 500	315, 900	350, 500	372, 300	400, 200		
		85	290, 100	316, 800	351, 400	372, 900	400, 500		
		86	290, 600	317, 800	352, 400	373, 400	401, 000		
		87	291, 100	318, 800	353, 300	373, 900	401, 600		
		88	291, 600	319, 800	354, 300	374, 400	402, 000		
		89	292, 100	320, 700	355, 300	374, 800	402, 300		
		90	292, 600	321, 800	356, 100	375, 200	402, 700		
		91	293, 100	322, 800	356, 900	375, 800	403, 200		
		92	293, 600	323, 900	357, 700	376, 400	403, 600		
		93	294, 100	324, 700	358, 200	376, 700	404, 000		
		94	294, 700	325, 400	358, 800	377, 200			
		95	295, 300	326, 100	359, 500	377, 600			

定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員 以 外 の 職 員	96	295,900	326,700	360,100	377,900				
	97	296,600	327,200	360,500	378,500				
	98	297,100	327,500	360,900	379,000				
	99	297,600	328,100	361,400	379,500				
	100	298,100	328,700	361,800	380,000				
	101	298,600	329,100	362,300	380,600				
	102	299,100	329,700	362,700	381,100				
	103	299,600	330,300	363,200	381,600				
	104	300,000	330,900	363,600	382,000				
	105	300,400	331,300	364,000	382,600				
	106	300,900	331,800	364,500	383,100				
	107	301,400	332,300	364,900	383,600				
	108	301,700	332,800	365,200	384,100				
	109	301,900	333,200	365,700	384,700				
	110	302,200	333,600	366,200	385,200				
	111	302,400	333,900	366,700	385,700				
	112	302,800	334,200	367,200	386,200				
	113	303,000	334,500	367,700	386,800				
	114	303,200	334,900	368,200					
	115	303,600	335,300	368,700					
	116	303,800	335,600	369,100					
	117	304,100	335,700	369,500					
	118	304,400	336,000	369,900					
	119	304,700	336,400	370,400					
	120	305,000	336,600	370,900					
	121	305,300	336,800	371,300					
	122	305,700	337,100	371,800					
	123	306,000	337,400	372,300					
	124	306,300	337,700	372,800					
	125	306,500	337,900	373,100					
	126	306,700	338,200						
	127	307,000	338,600						
	128	307,400	338,800						
	129	307,600	338,900						
	130	307,900	339,200						
	131	308,300	339,600						
	132	308,700	339,900						
	133	308,800	340,200						
	134	309,100	340,600						

	135	309,600	341,000					
	136	309,900	341,400					
	137	310,100	341,700					
	138	310,400	342,100					
	139	310,700	342,500					
	140	311,000	342,900					
	141	311,200	343,200					
	142	311,600	343,600					
	143	312,000	343,900					
	144	312,300	344,300					
	145	312,400	344,600					
	146	312,700	345,000					
	147	313,000	345,400					
	148	313,400	345,800					
	149	313,700	346,100					
	150	313,900	346,500					
	151	314,200	346,900					
	152	314,500	347,300					
	153	314,900	347,600					
	154	315,100						
	155	315,300						
	156	315,600						
	157	315,900						
	158	316,200						
	159	316,500						
	160	316,800						
	161	317,200						
	162	317,500						
	163	317,800						
	164	318,100						
	165	318,500						
	166	318,800						
	167	319,100						
	168	319,400						
	169	319,800						
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		243,300	264,200	271,600	282,100	298,800	337,000	382,400

備考 この表は、病院に勤務する助産師、看護師及び准看護師に適用する。

附 則

- 1 この規程は、公布の日から施行し、改正後の山形県病院事業局職員の給与の支給に関する規程（以下「改正後の規程」という。）の規定は、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の山形県病院事業局職員の給与の支給に関する規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第 1 項の規定により、生体情報モニタの調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第372号）第 1 条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和 6 年12月24日

山形県立中央病院長 鈴木 克 典

- 1 入札の場所及び日時
 - (1) 場所 山形市大字青柳1800番地 山形県立中央病院 3 階 会議室 3
 - (2) 日時 令和 7 年 2 月 3 日（月） 午前10時
- 2 入札に付する事項
 - (1) 調達をする物品の名称及び数量 生体情報モニタ 一式
 - (2) 調達をする物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
 - (3) 納入期限 令和 7 年 3 月31日（月）
 - (4) 納入場所 山形市大字青柳1800番地 山形県立中央病院
 - (5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 4 第 1 項各号に規定する者に該当しないこと。
 - (2) 令和 6 年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（令和 6 年 1 月 30日付け県公報第474号）により公示された資格を有すること。
 - (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
 - (4) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の 4 第 1 項第 3 号に規定する者に該当する者を除く。）。
 - イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第77号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。
 - ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。
 - ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。
 - ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していること。
 - ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。
- 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等
山形市大字青柳1800番地 山形県立中央病院事務部経営戦略課調達室 電話番号023 (685) 2623
- 5 入札保証金及び契約保証金
 - (1) 入札保証金 免除する。

- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額）以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

6 入札の無効

- 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

7 落札者の決定の方法

- 規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。

8 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 その他

- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、競争入札参加資格者名簿に登載されている者にあつては一般競争入札参加資格確認申請書を令和7年1月21日（火）午後1時までに、競争入札参加資格者名簿に登載されていない者にあつては競争入札参加資格審査申請書提出書及び競争入札参加資格審査申請書を同月10日（金）午後1時までに山形県立中央病院事務部経営戦略課調達室に提出すること。

この場合において、申請書等を提出した者は、入札の前日までに当該申請書等に関し説明又は協議を求められた場合は、それに応じるものとする。

- (2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。

- (3) この入札及び契約は、山形県立中央病院の都合により、調達手続の停止等があり得る。

- (4) 詳細については入札説明書による。

10 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased: Biological information monitoring system: 1 set

- (2) Time-Limit for tender: 10:00 A.M. February 3, 2025

- (3) Contact point for the notice: Management Division, Yamagata Prefectural Central Hospital, 1800 Aoyagi, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-2292 Japan TEL 023 (685) 2623

そ の 他

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項及び第47条第1項の規定により、山形県県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

令和6年12月24日

山 形 県 住 宅 供 給 公 社

理 事 長 沼 澤 好 徳

1 県営住宅の名称等

地域	名称	所在地	規格		公募戸数	区分	家賃						敷金	摘要
			住宅形式	戸当たり 住戸専用 面積 平方メートル			収入が 104,000円 以下の者	収入が104,000円 を超え123,000円 以下の者	収入が123,000円 を超え139,000円 以下の者	収入が139,000円 を超え158,000円 以下の者	収入が158,000円 を超え186,000円 以下の者	収入が186,000円 を超え214,000円 以下の者		
村山	県営五十鈴ア パート1号	山形市大野目二 丁目2-52	3K	51.2	1	一般用	14,400	16,700	19,100	21,500	24,600	27,200	3月分 の家賃 に相当 する額	
	同	同	同	51.2	1	同	14,400	16,700	19,100	21,500	24,600	27,200		単身可
	同	同	同	51.2	1	同	18,300	21,200	24,200	27,300	31,200	36,000		同
	同 3号	同 2-46	同	51.2	1	同	14,400	16,700	19,100	21,500	24,600	27,200		
	同	同	同	51.2	1	同	14,400	16,700	19,100	21,500	24,600	27,200		単身可
	同	同	同	51.2	1	同	18,300	21,200	24,200	27,300	31,200	36,000		同
	同 南山形ア パート1号	同 南松原一 丁目9-5	3DK	63.1	1	同	22,200	25,600	29,300	33,100	37,800	43,600		同
	同 4号	同 9-1	1LDK	39.9	2	同	13,800	16,000	18,300	20,600	23,600	27,200		同
	同 馬見ヶ崎 アパート1号	同 円応寺町 21-27	3DK	59.3	3	同	17,600	20,300	23,200	26,200	30,000	34,600		
	同	同	同	59.3	1	同	17,600	20,300	23,200	26,200	30,000	34,600		単身可
	同 2号	同 21-26	同	59.3	1	同	17,600	20,300	23,200	26,200	30,000	34,600		同
	同 桧町アパート1号	同 桧町四丁 目12-16	同	58.4	1	同	19,200	22,200	25,400	28,700	32,700	37,800		
	同	同	同	63.9	2	同	21,100	24,300	27,800	31,400	35,800	41,400		
	同	同	4DK	71.5	1	同	23,600	27,200	31,100	35,100	40,100	46,300		単身可

同 2号	同 12-20	3DK	64.2	1	同	21,500	24,800	28,400	32,000	36,600	42,200	同
同 宮町アパ ート3号	同 宮町二丁 目8-28	同	62.6	1	同	20,700	23,900	27,300	30,800	35,200	40,600	
同	同	同	64.2	1	同	21,200	24,500	28,000	31,600	36,100	41,700	単身可
同 4号	同 8-32	同	62.6	1	同	21,000	24,200	27,700	31,300	35,700	41,200	
同	同	同	62.6	1	同	21,000	24,200	27,700	31,300	35,700	41,200	単身可
同 深町アパ ート3号	同 深町一丁 目7-27	同	62.6	1	同	21,600	24,900	28,500	32,200	36,800	42,400	
同	同	同	64.2	1	同	22,100	25,600	29,200	33,000	37,700	43,500	
同 4号	同 7-34	同	64.2	1	同	22,500	25,900	29,600	33,400	38,200	44,100	単身可
同 きたまち アパート1号	同 桧町三丁 目2-15	2LDK	66.5	1	同	25,300	29,200	33,300	37,600	43,000	49,600	
同 2号	同 2-12	3DK	66.5	1	同	25,300	29,200	33,300	37,600	43,000	49,600	
同 東山アパ ート	同 大字十文 字6106	2LDK	70.9	1	特定目的用 (身障者用)	25,500	29,400	33,700	38,000	43,400	50,100	
同 南寒河江 アパート2号	寒河江市大字高 屋字西浦100- 5	3DK	62.6	1	一般用	17,100	19,700	22,600	25,500	29,100	33,600	単身可
同	同	同	62.6	1	同	17,100	19,700	22,600	25,500	29,100	33,600	
同 塩水アパ ート6号	同 寒 河江字塩水46- 1	同	70.7	1	同	23,100	26,700	30,500	34,400	39,300	45,400	同
同 土屋倉ア パート1号	上山市美咲町2 -3	同	51.8	1	同	12,400	14,300	16,400	18,500	21,100	24,400	同
同 2号	同	同	51.8	1	同	12,500	14,500	16,600	18,700	21,400	24,700	

村山

同	3号	同	同	同	53.7	1	同	13,500	15,500	17,800	20,000	22,900	26,400	
同	鷲ヶ袋アパート1号	同	旭町二丁目7-1	同	54.6	1	同	13,200	15,200	17,400	19,600	22,400	25,900	単身可
同	2号	同	7-2	同	55.7	1	同	13,700	15,800	18,000	20,400	23,300	26,900	
同	長清水アパート3号	同	長清水一丁目10-13	同	67.7	2	同	21,400	24,700	28,300	31,900	36,500	42,100	
同	4号	同	10-14	同	67.7	1	同	21,400	24,700	28,300	31,900	36,500	42,100	
同		同	同	同	67.7	1	同	21,400	24,700	28,300	31,900	36,500	42,100	単身可
同		同	同	同	67.7	1	特定目的用 (店舗・居住等兼用)	21,400	24,700	28,300	31,900	36,500	42,100	同
同	8号	同	10-18	同	70.1	1	一般用	22,300	25,700	29,400	33,200	37,900	43,800	
同	9号	同	10-19	同	70.1	2	同	22,300	25,700	29,400	33,200	37,900	43,800	
同	楯岡アパート	同	村山市楯岡笛田四丁目6-23	同	54.6	1	同	12,900	14,900	17,000	19,200	22,000	25,300	
同		同	同	同	54.6	1	同	12,900	14,900	17,000	19,200	22,000	25,300	単身可
同	楯岡中町アパート	同	楯岡中町5-1	同	63.7	1	同	19,400	22,400	25,600	28,900	33,100	38,100	
同	交り江アパート2号	同	天童市交り江五丁目10-2	同	62.8	2	同	17,100	19,700	22,500	25,400	29,000	33,500	単身可
同	天童駅西アパート1号	同	駅西二丁目2-27	同	64.2	1	同	18,800	21,700	24,900	28,100	32,100	37,000	同
同	3号	同	2-31	同	61.0	1	同	18,200	21,000	24,000	27,100	30,900	35,700	
同		同	同	同	64.2	1	同	19,100	22,100	25,200	28,500	32,500	37,600	単身可

村山

同 天童駅南 アパート1号	同 田鶴町四 丁目18-17	同	66.5	1	同	22,900	26,400	30,200	34,100	38,900	44,900	同
同 2号	同 18-22	同	66.5	1	同	22,900	26,400	30,200	34,100	38,900	44,900	
同 東根中央 アパート3号	同 東根市中央四丁 目3-2	同	64.2	2	同	19,300	22,200	25,400	28,700	32,800	37,900	
同 近江アパ ート1号	同 東村山郡山辺町 近江1-1	同	62.6	1	同	18,300	21,100	24,100	27,200	31,100	35,900	
同	同	同	62.6	1	同	18,300	21,100	24,100	27,200	31,100	35,900	単身可
同 3号	同	同	64.6	1	同	19,100	22,100	25,300	28,500	32,600	37,600	
同 中原アパ ート2号	同 中山町 大字長崎881- 2	同	69.4	1	同	22,600	26,100	29,900	33,700	38,500	44,400	
同 長崎アパ ート	同 8035- 205	同	62.8	3	同	17,100	19,800	22,600	25,500	29,100	33,600	
同	同	同	62.8	2	同	17,100	19,800	22,600	25,500	29,100	33,600	単身可
同 谷地アパ ート1号	同 西村山郡河北町 谷地荒町東一丁 目4-1	同	59.3	1	同	14,500	16,800	19,200	21,700	24,800	28,600	
同	同	同	59.3	2	同	14,500	16,800	19,200	21,700	24,800	28,600	単身可
同 2号	同	2LDK	71.1	1	同	21,800	25,200	28,800	32,500	37,100	42,800	
同	同	3DK	71.1	1	同	21,800	25,200	28,800	32,500	37,100	42,800	単身可
同 左沢アパ ート	同 大江町 大字藤田264-3	同	59.3	1	同	13,300	15,400	17,600	19,800	22,700	26,100	
同	同	同	59.3	3	同	13,300	15,400	17,600	19,800	22,700	26,100	単身可
同 大石田ア パート	同 北村山郡大石田 町大字大石田甲 623-157	同	59.4	1	同	13,900	16,100	18,400	20,700	23,700	27,300	

村山

村山	同	同	同	59.4	1	同	13,900	16,100	18,400	20,700	23,700	27,300	単身可
	県営若葉東アパート1号	新庄市金沢1494-1	同	62.8	1	同	16,400	19,000	21,700	24,500	28,000	32,300	
最上	同 2号	同 1281-4	同	63.5	1	同	16,600	19,200	21,900	24,700	28,300	32,600	
	同 3号	同 1496-1	同	58.4	1	同	15,500	17,900	20,500	23,100	26,400	30,500	
	同 太田町アパート3号	米沢市太田町五丁目1-10	2DK	60.3	1	同	19,300	22,200	25,400	28,700	32,800	37,800	単身可
	同	同	3DK	74.0	1	同	23,600	27,300	31,200	35,200	40,200	46,400	同
	同 4号	同	同	74.0	1	同	23,600	27,300	31,200	35,200	40,200	46,400	
	同 春日アパート2号	同 春日五丁目2-43	同	61.0	1	同	17,500	20,200	23,100	26,000	29,800	34,300	
	同 3号	同	同	75.6	2	同	25,500	29,400	33,700	38,000	43,400	50,100	
置賜	同 中田第1アパート1号	同 中田町 658-3	同	68.2	1	同	21,800	25,200	28,800	32,500	37,200	42,900	
	同 2号	同	同	68.8	1	同	22,300	25,800	29,500	33,300	38,000	43,900	
	同 3号	同	同	69.9	1	同	22,800	26,300	30,100	33,900	38,800	44,800	単身可
	同 6号	同	2DK	62.1	1	同	20,500	23,700	27,100	30,500	34,900	40,300	同
	同	同	3DK	75.4	1	同	24,900	28,800	32,900	37,100	42,400	48,900	同
	同 玉の木アパート	同 通町八丁目2-95	同	55.7	1	同	14,000	16,100	18,400	20,800	23,800	27,500	同
	同 成島アパート1号	同 成島町三丁目2-96	同	58.0	3	同	16,400	19,000	21,700	24,500	28,000	32,300	

同	同	同	58.0	1	同	16,400	19,000	21,700	24,500	28,000	32,300	单身可
同 2号	同 2-95	同	64.2	1	同	19,300	22,300	25,500	28,800	32,900	38,000	同
同 米沢中央 アパート2号	同 中央七丁目 5-77	同	68.7	1	同	23,600	27,200	31,200	35,100	40,200	46,300	同
同 相生アパ ート1号	同 相生町7 -65	同	69.2	3	同	22,600	26,100	29,800	33,700	38,500	44,400	
同	同	同	69.2	1	同	22,600	26,100	29,800	33,700	38,500	44,400	单身可
同 2号	同	同	72.9	2	同	23,800	27,500	31,400	35,500	40,500	46,800	
同	同	同	72.9	2	同	23,800	27,500	31,400	35,500	40,500	46,800	单身可
同 3号	同	同	72.9	3	同	24,000	27,700	31,700	35,800	40,900	47,200	
同 小出アパ ート1号	同 長井市台町3- 1	同	55.7	2	同	13,200	15,300	17,500	19,700	22,500	26,000	
同	同	同	55.7	1	同	13,200	15,300	17,500	19,700	22,500	26,000	单身可
同 2号	同 3- 2	同	58.0	2	同	14,000	16,200	18,500	20,900	23,900	27,500	
同 成田アパ ート	同 成田3102 -3	同	58.4	2	同	14,900	17,200	19,600	22,100	25,300	29,200	单身可
同 関口アパ ート2号	同 南陽市宮内352 -3	2DK	57.3	1	同	18,900	21,800	24,900	28,100	32,100	37,000	同
同 桜木アパ ート2号	同 三間通 1229-1	3DK	59.3	1	同	15,800	18,300	20,900	23,600	27,000	31,100	
同 糠野目第 2アパート	同 東置賜郡高島町 福沢南21-2	同	62.6	1	同	16,900	19,500	22,300	25,200	28,800	33,200	单身可
同	同	同	64.2	1	同	17,300	20,000	22,900	25,800	29,500	34,100	

賜置

同 大町アパ ート	同 大字 高畠695－ 12	同	58.0	1	同	13,600	15,700	18,000	20,300	23,200	26,800	単身可
同	同	同	58.0	1	同	13,600	15,700	18,000	20,300	23,200	26,800	単身可
同 館之北ア パート	同 川西町 大字 中小松3017 －1	同	67.4	2	同	19,300	22,300	25,600	28,800	32,900	38,000	単身可
同	同	同	67.4	1	同	19,300	22,300	25,600	28,800	32,900	38,000	単身可
同 白鷹アパ ート	同 西置賜郡白鷹町 大字 荒砥乙1482 －1	同	55.7	2	同	12,500	14,400	16,500	18,600	21,300	24,600	単身可
同	同	同	55.7	1	同	12,500	14,400	16,500	18,600	21,300	24,600	単身可
同 あらとア パート1号	同 725 －1	同	74.4	1	同	23,300	26,900	30,700	34,700	39,600	45,700	単身可
同 2号	同	同	77.9	1	同	24,500	28,300	32,300	36,500	41,700	48,100	単身可
同	同	同	77.9	1	同	24,500	28,300	32,300	36,500	41,700	48,100	単身可
同 飯豊アパ ート	同 飯豊町 大字 萩生3893－ 3	同	59.4	1	同	14,900	17,200	19,700	22,200	25,300	29,300	単身可
同	同	同	59.4	1	同	14,900	17,200	19,700	22,200	25,300	29,300	単身可
同 美原アパ ート2号	同 鶴岡市美原町19 －28	同	77.0	1	同	21,100	24,300	27,900	31,400	35,900	41,400	単身可
同 3号	同 19 －23	同	77.0	1	同	21,400	24,700	28,300	31,900	36,400	42,000	単身可
同 4号	同 18 －3	同	79.4	1	同	21,800	25,100	28,700	32,400	37,100	42,800	単身可
同 東部アパ ート1号	同 朝陽町6 －25	同	55.7	1	同	14,100	16,300	18,600	21,000	24,000	27,700	単身可
同 3号	同 6 －6	同	58.0	2	同	14,900	17,200	19,700	22,200	25,400	29,300	単身可

置賜

庄内

同 茅原アパ 一ト1号	同 北茅原町 9	同	63.5	1	同	16,600	19,200	21,900	24,700	28,300	32,600	同
同 2号	同	同	63.9	1	同	17,000	19,600	22,400	25,300	28,900	33,400	同
同 3号	同	同	61.0	1	同	16,700	19,300	22,100	24,900	28,400	32,800	
同	同	同	64.2	1	同	17,600	20,300	23,200	26,200	29,900	34,500	
同 城南アパ 一ト1号	同 城南町9 一34	同	62.6	1	同	18,200	21,000	24,000	27,000	30,900	35,700	
同 2号	同 9 一30	同	64.2	1	同	18,600	21,500	24,600	27,700	31,700	36,600	
同	同	同	64.2	1	同	18,600	21,500	24,600	27,700	31,700	36,600	単身可
同 末広アパ 一ト1号	同 末広町23 一63	2LDK	69.3	2	同	22,400	25,800	29,600	33,400	38,100	44,000	
同	同	3DK	69.3	1	同	22,400	25,800	29,600	33,400	38,100	44,000	
同 2号	同 23 一62	2LDK	69.3	4	同	22,400	25,800	29,600	33,400	38,100	44,000	
同	同	同	69.3	2	同	22,400	25,800	29,600	33,400	38,100	44,000	単身可
同	同	3DK	69.3	1	同	22,400	25,800	29,600	33,400	38,100	44,000	
同 川南アパ 一ト2号	酒田市若宮町二 丁目1一2	2DK	51.2	3	同	15,200	17,500	20,100	22,600	25,900	29,900	
同	同	同	51.2	2	同	15,200	17,500	20,100	22,600	25,900	29,900	単身可
同 川南住宅 3号	同 1一3	同	54.6	1	同	16,000	18,500	21,200	23,900	27,300	31,500	
同 4号	同 1一4	3K	54.6	1	同	16,300	18,800	21,500	24,300	27,700	32,000	単身可

庄内

同 川南アパ ート5号	同 1-5	同	55.7	1	同	16,700	19,300	22,100	24,900	28,400	32,800	
同 こがねア パート1号	同 こがね町 一丁目21-1	3DK	63.5	3	同	17,500	20,200	23,100	26,000	29,800	34,300	単身可
同 2号	同 21-11	同	58.4	1	同	16,300	18,800	21,600	24,300	27,800	32,100	
同	同	同	58.4	2	同	16,300	18,800	21,600	24,300	27,800	32,100	単身可
同 東泉アパ ート1号	同 東泉町四 丁目15-21	同	64.2	1	同	18,400	21,200	24,300	27,400	31,300	36,100	
同 2号	同 15-22	同	62.6	1	同	18,200	21,000	24,000	27,100	31,000	35,800	単身可
同 3号	同	同	64.2	1	同	18,900	21,900	25,000	28,200	32,200	37,200	
同	同	同	64.2	1	同	18,900	21,900	25,000	28,200	32,200	37,200	単身可
同 島海アパ ート1号	同 富士見町 三丁目2-118	同	69.2	1	同	22,900	26,500	30,300	34,100	39,000	45,000	同
同 2号	同	同	69.2	1	同	23,000	26,600	30,400	34,300	39,200	45,200	
同 北新町ア パート	同 北新町一 丁目1-58	同	64.3	1	同	22,200	25,600	29,300	33,100	37,800	43,600	
同 狩川アパ ート	東田川郡庄内町 狩川字山居22	同	58.0	2	同	12,300	14,200	16,300	18,400	21,000	24,200	単身可
同 余目アパ ート	同 余目字大塚93- 1	同	62.6	2	同	15,500	17,900	20,500	23,200	26,500	30,500	
同	同	同	64.2	1	同	15,900	18,400	21,100	23,700	27,100	31,300	単身可
同 遊佐アパ ート	鮎川郡遊佐町遊 佐字田子10-2	同	59.3	2	同	13,500	15,500	17,800	20,100	22,900	26,500	同

庄内

（注）「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去 1 年間における所得金額（公営住宅法施行令（昭和 26 年政令第 240 号）第 1 条第 3 号に規定する所得金額をいう。以下同じ。）の合計から次に掲げる額を控除した額を 12 で除した額をいう。

- （1）入居者又は同居親族に所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）第 28 条第 1 項に規定する給与所得又は同法第 35 条第 3 項に規定する公的年金等に係る雑所得（以下「給与所得等」という。）を有する者がある場合には、その給与所得等を有する者 1 人につき 100,000 円（その者の給与所得等の金額の合計が 100,000 円未満である場合には、当該合計額）
- （2）同居親族又は所得税法第 2 条第 1 項第 33 号に規定する同一生計配偶者（以下「同一生計配偶者」という。）若しくは同項第 34 号に規定する扶養親族（以下「扶養親族」という。）で入居者及び同居親族以外のもの 1 人につき 380,000 円
- （3）同一生計配偶者が 70 歳以上の者である場合又は扶養親族が所得税法第 2 条第 1 項第 34 号の 4 に規定する老人扶養親族である場合には、その同一生計配偶者又は老人扶養親族 1 人につき 100,000 円
- （4）扶養親族が 16 歳以上 23 歳未満の者である場合には、その扶養親族 1 人につき 250,000 円
- （5）入居者又は（2）に規定する者に所得税法第 2 条第 1 項第 28 号に規定する障害者がある場合には、その障害者 1 人につき 270,000 円（その者が同項第 29 号に規定する特別障害者である場合には、400,000 円）
- （6）入居者又は同居親族に所得税法第 2 条第 1 項第 30 号に規定する寡婦がある場合には、その寡婦 1 人につき 270,000 円（その者の所得金額から（1）の規定により控除する金額を控除した残額が 270,000 円未満である場合には、当該残額）
- （7）入居者又は同居親族に所得税法第 2 条第 1 項第 31 号に規定するひとり親がある場合には、そのひとり親 1 人につき 350,000 円（その者の所得金額から（1）の規定により控除する金額を控除した残額が 350,000 円未満である場合には、当該残額）

2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の（1）から（4）に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、1 の表の摘要の欄に「単身可」と記載のある県営住宅については、身体上又は精神上著しい障がいがあるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者以外の者は、（1）を除く。

- （1）現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）があること。
- （2）その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 214,000 円

- （イ）入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）第 2 条第 1 号に規定する障害者でその障がいの程度が、次の a、b 又は c に掲げる障がいの種類に応じ、それぞれ a、b 又は c に定める程度のものがある場合

- a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和 25 年厚生省令第 15 号）別表第 5 号の 1 級から 4 級まで
- b 精神障害（知的障害を除く。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和 25 年政令第 155 号）第 6 条第 3 項に規定する 1 級又は 2 級
- c 知的障害 b に規定する精神障害の程度に相当する程度

- （ロ）入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

- a 戦傷病者特別援護法（昭和 38 年法律第 168 号）第 2 条第 1 項に規定する戦傷病者で、その障がいの程度が恩給法（大正 12 年法律第 48 号）別表第 1 号表ノ 2 の特別項症から第 6 項症まで又は同法別表第 1 号表ノ 3 の第 1 款症に該当する程度であるもの
- b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成 6 年法律第 117 号）第 11 条第 1 項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して 5 年を経過していないもの
- d ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成 13 年法律第 63 号）第 2 条に規定するハンセン病療養所入所者等

- （ハ）入居者が 60 歳以上の者であり、かつ、同居親族のいずれもが 60 歳以上の者又は 18 歳未満の者である場合

- （ニ）同居者に 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000 円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) その者及び同居親族が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

3 選考方法

- (1) 1の表の区分の欄に「一般用」と記載のある県営住宅については、世帯の区分にかかわらず、公開抽選により選考する。ただし、心身障がい者世帯、高齢者世帯、母子・父子世帯、生活保護世帯、多子世帯その他国の通知等に基づき総合支庁長が認める世帯及び過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯については、当選確率を優遇するものとする。
- (2) 1の表の区分の欄に「特定目的用（身障者用）」と記載のある県営住宅については、身体障がい者世帯から選考する。
- (3) 1の表の区分の欄に「特定目的用（高齢・障がい者等用）」と記載のある県営住宅については、高齢者世帯、身体障がい者世帯、精神障がい者世帯、知的障がい者世帯、戦傷病者世帯、原子爆弾被爆者世帯、生活保護世帯、中国残留邦人世帯、海外引揚者世帯、ハンセン病療養所入所者世帯及び配偶者暴力被害者世帯から選考する。

4 申込期間及び方法

(1) 申込期間

県営住宅の 所在する地域	申込期間
村山	令和7年1月20日（月）から同月24日（金）までの午前9時から午後4時30分まで （ただし、郵送の場合は、令和7年1月24日（金）までの消印のあるものに限り有効とする。）
最上 置賜 庄内	令和7年1月10日（金）から同月17日（金）までの午前9時から午後4時30分まで （ただし、土曜日、日曜日、祝日を除く。郵送の場合は、令和7年1月17日（金）までの消印のあるものに限り有効とする。）

(2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先

県営住宅の所在する地域	請求先及び提出先
村山	山形市城南町一丁目1番1号 霞城セントラル22階 山形県住宅供給公社村山地域管理事務所
最上	新庄市金沢字大道上2034 山形県住宅供給公社最上地域管理事務所
置賜	米沢市金池七丁目1番50号 山形県住宅供給公社置賜地域管理事務所
庄内	東田川郡三川町大字横山字袖東19番1 山形県住宅供給公社庄内地域管理事務所

5 入居の時期 令和7年3月下旬